デイサービスセンター百楽荘寺川館

電話:072-800-3315

台風等の異常気象時における デイサービス臨時休業等の判断基準について

ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。 さて、デイサービスセンター百楽荘寺川館では、台風、大雨、大雪等による異常気象及び地震による災 害の発生が予想される場合における『デイサービス臨時休業の判断基準』を以下のように取り決めをさせ ていただきましたのでお知らせいたします。

この判断基準は、ご利用者様の安全確保を目的としておりますので、ご理解とご協力をくださいますよう、宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 臨時休業・サービス提供時間短縮の判断基準

[ご利用前日]

明らかに、台風等災害の発生が予測される場合には、ご利用者様・ご家族様・関係各位へ事 前連絡の上、臨時休業とさせていただきます。

[ご利用当日]

午前7時30分現在において、大阪府東部地域において、別記警報等が発せられた場合には、 午前8時00分までにご利用者様・ご家族様・関係各位へ連絡の上臨時休業とさせていただ きます。ただし、事業所の判断により別記警報等が発令されている場合にも、サービスを提 供する場合がございます。

〔ご利用中〕

お送りする時間となる前に別記警報が出ている場合には、必ずご連絡の上、施設内で一時 待機していただき、天候等が落ち着き次第順次お送りいたします。また、必要時はサービス 提供の中断又は短縮等をさせていただき、お送りする場合がございます。

2. 警報等の種類

暴風警報・大雨警報と洪水警報が同時に発令・大雪警報・暴風雪警報・地震警戒宣言

3. その他

- ① 気象警報等の発令がなくても、異常気象及び地震による災害の発生が予想される場合は、 安全確保のため、ご家族様等の判断でもデイサービスのご利用をお控えください。
- ② その他災害又は予測により、当事業所がご利用者様の安全確保が困難と判断した場合には、臨時休業、サービス提供時間の短縮をさせていただく場合がございます。
- ③ その他、ご不明な点がございましたら、生活相談員までご確認ください。